

沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領の制定について

発出年月日：平成8年1月17日

文書番号：沖例規備二1

公表範囲：概要

改正 前略・・・平成25.3 沖例規務4

第1 目的

この要領は、沖縄県内において大地震(震度6弱以上の地震をいう。以下同じ。)による、大規模な災害(以下「大規模地震災害」という。)が発生した場合に、迅速、的確な警察活動(以下「災害警備実施」という。)を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠規定

災害警備実施については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、国家公安委員会・警察庁防災業務計画等によるほか、この要領の定めるところによる。

第3 基本方針

大規模地震災害の発生に際しては、警察各部門が相互に連携し、早期に警備体制を確立して災害情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備実施に努めるものとする。

第4 警察の任務

災害警備実施は、防災関係機関と協力して、災害から住民等の生命、身体及び財産を保護し、あわせて被災地における治安維持の万全を期すため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地震、津波関連情報の収集及び伝達
- (2) 危険箇所の警戒
- (3) 被災者の救出及び負傷者の救護
- (4) 被害実態の把握
- (5) 危険地域及び被災地域における住民の避難誘導
- (6) 交通規制及び交通秩序の確保
- (7) 死体の検視、見分及び行方不明者の搜索
- (8) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒
- (9) 犯罪の予防及び警戒
- (10) 民心の安定等のための広報
- (11) 災害警備実施のための通信の確保
- (12) 警察施設・設備等の点検整備
- (13) 関係機関による災害救助及び復旧対策に対する協力

第5 警備体制等

1 災害警備本部等の設置

(1) 警察本部

大規模地震災害が発生した場合は、直ちに警察本部に警察本部長(以下「本部長」という。)を長とする沖縄県警察地震災害警備本部(以下「災害警備本部」という。)を設置するものとする。

(2) 警察署

警察署長(以下「署長」という。)は、管内に大規模地震災害が発生した場合は直ちに警察署地震災害警備本部(以下「署災害警備本部」という。)を設置するものとする。